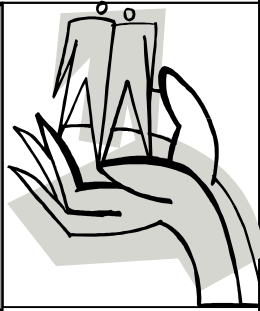


# のぞみ

2019年春季号(4月1日発行) No.21



NPO 法人成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: tteru@ae.auone-net.jp

## 近時雑感

新しい時代が幕を開けようとしています。平成の30年はその年号とは裏腹に大災害が多発し、未曾有の原子力事故まで誘発しました。この間、経済はデフレが定着して低迷し、日本の国際競争力は著しく低下しました。「失われた30年」といわれる所以です。来るべき時代は幾多の困難を抱えながらも改元を機に、希望と活力に満ちた明るい時代になってほしいと願わずにはいられません。

さて「成年後見制度利用促進法」が16年に制定され、「成年後見制度利用促進基本計画」が17年に策定されて、制度の普及拡大に向けての努力が始まっていることは、これまで折に触れてお知らせしてきたところです。利用促進に当たっては①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和一が課題として掲げられ、その解決策の検討が鋭意行われています。

3月に開催された第2回専門家会議において、最高裁から注目すべき判断が示されました。一つは「親族後見人選任の重視」です。これまでは主に親族後見人の不正発生を避けるため専門職後見人が優先的に選任されてきましたが、多額の報酬支払いがネックとなって制度利用が進まないとの指摘を踏まえて、「親族等の身近な支援者がいる場合はこれを後見人に選任することが望ましい」と方針転換したのです。二つ目はこれを補完する形ですが「専門職後見監督人による親族等後見人の支援」を検討することにしました。三つ目は「柔軟な後見人選任の見直し」です。状況の変化に応じて後見人の交代や追加選任等を行う事とし、これまでの硬直的な運用を改めようというわけです。これらはいずれも制度の使い勝手を良くし利用しやすさとメリットを実感できるよう改善したいとの意思の表れです。最高裁はこうした意向を1月に各家裁へ情報提供したとのことです。

地元の練馬区においても今後、社会福祉協議会を中心に様々な動きが出てくるものと思われませんが、私たちNPO法人成年後見のぞみ会としても状況の変化に的確に対応していけるよう、流れを見極めながら日々努力していこうと思います。  
(理事長 照山忠利)

## 市民後見人の活動レポート⑧

毎年3月に最高裁判所事務総局家庭局が、前年の「成年後見関係事件の概況」を発表します。平成30年1月～12月までの1年間における概況資料の中で成年後見関係事件の申立件数は、合計36,549件で対前年比は約2.3%の増加でした。

平成29年から調査が開始された『開始原因別割合』の1位は「認知症」、2位「知的障害」という結果で、「認知症」が成年後見制度の利用開始原因の63%強を占めるという結果です。そしてもう一つは、『主な申立の動機別件数』ですが、1位は「預貯金等の管理、解約」が42%と最も多く、2位は「身上監護」20.5%という結果です。これは金融機関が、振り込め詐欺事件の多発から本人確認等を厳重に行っていることが影響していると思われます。この2つの調査資料結果から、高齢者の方が「認知症」のため判断力が低下してご自分で「預貯金の管理、解約」ができなくなり後見人申し立てをしているという姿が浮かんできます。しかし、このようなことは高齢になれば誰にでも起こる可能性のあることです。次に『申立人と本人との関係』ですが、申立人は、「本人の子」が全体の24.9%と最多で、2位「市区町村長」21.3%、3位「本人」15.8%の順となっています。「市区町村長」が申し立てたものは、7,705件で対前年比約9.5%の増加となっています。本人の身近に親族などの申立人になれる適当な方がいないため市区町村長が、申立人になるケースが年々増えていると思われます。また、『成年後見人等と本人との関係』ですが、親族が成年後見人等に選任された割合は全体の23.2%と減少傾向にあります。一方、親族以外（内訳順位は①司法書士②弁護士③社会福祉士④社会福祉協議会⑤市民後見人）が成年後見人等に選任されたものは全体の76.8%と多数を占め、かつ増加傾向にあります。

ところが、本年3月に開催された第2回専門家会議において、最高裁から「親族後見人選任の重視」等注目すべき判断が示されました。（詳細は本紙1ページ「近時雑感」をご参照ください。）今後、最高裁の考え方に沿った選任への見直しが進むと思われます。市民後見人の私としても、同じ地域に住む生活者として共に助け合うという地域福祉を具体化した活動、特に身上監護面でのきめ細やかな対応に努めて、本人（被後見人）の権利を擁護し職務を遂行していきたいと思っております。（社会貢献型後見人 佐藤賢治）

【参考資料】「成年後見関係事件の概況 -平成30年1月～12月」（最高裁判所事務総局家庭局）



## 高齢者向け施設訪問記②

### ウイズタイムハウスとウイズタイム

練馬区大泉学園町の中心地区でバスを降りて、所々に畑や雑木林の残る住宅街を 10 分ほど歩くと「ウイズタイムハウス」（一般社団法人ウイズタイムハウス）の特徴ある建物が見えてきます。ウイズタイムハウスは2018年5月大泉学園町4丁目にオープンしました。ここは、多様な人が集い「おかえり」と言い合える新しい形の共同住宅です。高齢の人、障害のある人、子育て中の人など、生活に少しのサポートがあれば暮らしやすくなる人、一人でも家族でも暮らせませす。入居希望者には大家・管理者との面接と体験入居（有料）を経てお互いに心地よく生活できることを確認した上で契約するといった徹底ぶりです。（施設紹介パンフレットより）

そして、1階には一般社団法人アライブの運営する工房&カフェ「ウイズタイム」（就労継続支援B型事業所）があり、普段は手作りチョコレートを製造し販売しています。週末（金、土）にはカフェを営業しランチもやっています。ウイズタイムで働く障害者達がウイズタイムハウス居住者へのサービスとして共用部分の清掃や要望に応じて昼食の配食等も行っており入居者の方々から喜ばれています。「立地が住宅地の中なので認知して頂くには時間がかかりますが、誠実な運営を心掛け地域のたまり場になれるよう頑張ります。開所以来、半年を過ぎチョコレートの評判が良くお客様から様々な要望が出ています。」

（代表 兼俊 亮さんの話）

美味しいコーヒーを頂いて清々しい気持ちで帰路につきました。



## 出前講座の報告

うららかな春の日差しにめぐまれた3月13日、栄町敬老館で成年後見制度の勉強会を行いました。集まった高齢者は17名。今度で4回目となるこの催しは毎春の恒例行事となった感があり、熱心なリピーターの姿も見られました。館内のお風呂でさっぱりしてから参加された方も。同敬老館ではふだんからカラオケやコーラス、体操、折り紙など趣味のイベントのほか、各種の教養講座を開設しており、その一環として「成年後見制度講座」が組み込まれています。

今回のぞみ会からは理事長以下4名が参加し、社会福祉協議会からも担当の開発さんにご出席頂きました。当会の岩淵講師が、自ら作成したパワポ資料をもとに成年後見制度の概要を説明し、そのあとで質疑応答を行いました。とかく難しいといわれる成年後見制度ですが、できるだけわかりやすい説明を心がけた講師の話に、皆さん真剣に耳を傾けておられました。

出された質問は任意後見制度にかかわることが中心で①誰が任意後見人になれるのか②公証役場はどこにあるのか③どんな手続きをとればよいか④費用はいくらかかるのかーといった内容でした。また、任意後見に関する個別の相談も1件寄せられました。

人生100年時代といわれる中、参加者からは今後の「終活」を考える上でこの勉強会は大いに参考になったという感想を聞くことができました。



## お知らせ

のぞみ会では、昨年从高齢者が健康で長生きする為に役立つ情報を提供しています。本年も下記の通り講演会を開催します。詳細はチラシ等でお知らせします。

演題「誤嚥性肺炎の予防について」(仮題)

講師：高久多希郎 氏 (国立病院機構 茨城東病院内科 専門医)

日時：2019年6月23日(日) 14時~16時

会場：石神井区民交流センター

定員：100名(入場無料)

お問合せ：080-1700-1050

Eメール：tteru@ae.auone-net.jp